

長野市文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、周知の埋蔵文化財包蔵地に存する埋蔵文化財の保護を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第93条の規定による土木工事等のための発掘に関する届出及び法第94条の規定による国の機関等が行う発掘に関する通知並びにこれらの届出等に係る市長が行う指示等に関し、法及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の届出等を要する行為）

第3 法第93条第1項の規定による土木工事等のための発掘に関する届出及び法第94条第1項の規定による国の機関等が行う発掘に関する通知は、次の各号のいずれかの行為をしようとする場合に行うものとする。ただし、埋蔵文化財に及ぼす影響がない又は影響が軽微であるものとして市長が特に認めるものについては、この限りでない。

- (1) 埋蔵文化財が露呈又は破壊若しくは滅失に至る掘削
- (2) 表土層（宅地における盛土造成層、農地における耕作層等近世以降に掘削等の改変を受けていると認められる土層をいう。）を超えて行う掘削
- (3) 前2号に掲げる掘削以外の掘削、盛土その他の土地の形状を変更する行為又は道路その他の工作物の設置等で、埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるもの（土木工事等のための発掘に関する届出書）

第4 法第93条第1項の規定による届出は、長野市土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。この場合において、土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添付するものとする。

（土木工事等のための発掘に関する指示）

第5 法第93条第2項の規定による指示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 発掘調査
  - ア 土木工事等のための発掘により埋蔵文化財が掘削され、又は破壊される場合
  - イ 土木工事等のための発掘が埋蔵文化財には直接至らないが、これによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合
  - ウ 一時的な盛土、道路その他の工作物の設置等の場合で、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるもの
  - エ 恒久的な盛土、道路その他の工作物の設置等により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合

- (2) 次のいずれかに該当する場合 工事立会
- ア 前号の規定にかかわらず、対象地域が狭小で発掘調査の実施が困難であると認められる場合
  - イ 土木工事等のための発掘が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合
- (3) 前2号の規定にかかわらず、遺構の状況と工事の内容から発掘調査又は工事立会の必要ないと認められる場合 慎重工事
- (4) その他市長が必要と認める場合 その他の指示
- 2 法第93条第2項の規定による指示は、届出を行った者に対して書面を交付する方法により行うものとする。

(国の機関等が行う発掘に関する通知等)

第6 第4及び第5の規定は、法第94条第1項の規定による国の機関等が行う発掘に関する通知及び同条第4項の規定による国の機関等に対して行う勧告について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4	法第93条第1項の規定による届出	法第94条第1項の規定による通知
	長野市土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書（様式第1号）	長野市土木工事等のための埋蔵文化財発掘の通知書（様式第2号）
第5第1項各号列記以外の部分	法第93条第2項の規定による指示	法第94条第4項の規定による勧告
第5第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号イ	土木工事等のための発掘	国の機関等が行う発掘
第5第2項	法第93条第2項の規定による指示	法第94条第4項の規定による勧告
	届出を行った者	国の機関等

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱を廃止する要綱（令和6年長野市教育委員会告示第2号）によ

る廃止前の文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱（平成25年教育委員会告示第2号）（以下「旧要綱」という。）の規定により長野市教育委員会に対して行った法第93条第1項の規定による届出若しくは法第94条第1項の規定による通知又は長野市教育委員会が行った法第93条第2項の規定による指示若しくは法第94条第4項の規定による勧告は、この要綱の施行の日において現に土木工事等のための発掘又は国の機関等が行う発掘が完了していないものに限り、それぞれこの要綱の相当規定により市長に対して行った法第93条第1項の規定による届出若しくは法第94条第1項の規定による通知又は市長が行った法第93条第2項の規定による指示若しくは法第94条第4項の規定による勧告とみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に存する旧要綱の規定に基づき存する用紙は、令和7年3月31日までの間に限り、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

様式第1号（第4関係）

長野市土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第93条第1項の規定により、下記の事項について関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状等
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第93条第1項

1	土地の所在地			
2	土地の面積	m <sup>2</sup>		
3	土地の所有者	住 所：		
		氏名等：		
4	遺跡の名称	(遺跡番号 ) 員 数		
	遺跡の種類	散布地 集落跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )		
	遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
	遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近・現代		
5	工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・ 電気等 農業基盤整備事業(農道等を含む。) その他農業関係事業 土砂採取 その他開発 ( )		
	工事の概要			
6	工事主体者	住 所：		
		氏名等：		
7	施行担当者	住 所：		
		氏名等：		
8	着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10	その他参考事項			

[注意事項]

遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は、( ) 内に記入してください。

様式第2号（第6関係）

長野市土木工事等のための埋蔵文化財発掘の通知書

第 号  
年 月 日

（宛先）長野市長

所在地  
名 称  
代表者の氏名  
連絡先（電話）

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第94条第1項の規定により、下記の事項について関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状等
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第94条第1項

1	土地の所在地			
2	土地の面積	m <sup>2</sup>		
3	土地の所有者	住 所：		
		氏名等：		
4	遺跡の名称	(遺跡番号 )		員 数
	遺跡の種類	散布地 集落跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )		
	遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
	遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近・現代		
5	工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・ 電気等 農業基盤整備事業(農道等を含む。) その他農業関係事業 土砂採取 その他開発 ( )		
	工事の概要			
6	工事主体者	住 所：		
		氏名等：		
7	施行担当者	住 所：		
		氏名等：		
8	着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10	その他参考事項			

[注意事項]

遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は、( )内に記入してください。